2022年11月1日号

Tax & Legal Newsletter

タイ

このニュースレターは、タイの官報で掲載され、著者が英訳を2022年10月1日～10月31日の間に入手することができたタイで事業展開をしている日系企業にとって一般的に関心があるかと思われる、税務または法務に関する勅令、通達等を任意で抜粋し、要約したものになります。官報掲載日と英訳入手の間にタイムラグが生じてしまう点、ご理解をお願い致します。

|  |  |
| --- | --- |
| 官報掲載勅令・規則・通達等（抜粋）  2022年10月1日～10月31日 | |
| 1 | **社会保障基金への拠出割合の規定** |
| 官報（第139号）　　出版日：2022年9月30日 |
| 表題：「労働省規則 - 社会保障基金への拠出の率の設定に関してB.E. 2565 (2022年)」  Ministerial Regulations: Fixing Rates of Social Security Fund Contributions B.E. 2565 (2022) |
| 当該規則は、期間限定で雇用者及び被保険者（従業員）による社会保障料の負担を軽減するものです。軽減に至った理由とし、コロナ禍及び石油価格の上昇等による景気低迷が挙げられております。軽減措置は、以下の通り二期間設けられています。   * 2022年10月1日～12月31日 * 2023年1月1日以降   義務付けられている拠出金額の算定方法は、被雇用者の賃金に対する以下の規定された率になります。 |
| |  |  |  | | --- | --- | --- | | **2022年10月1日～12月31日** | | | | **保証内容及び拠出者** | | **賃金\*に対する拠出率** | | 1. 拠出対象：怪我・疾患、障害、死亡、及び出産 | |  | |  | (1) 政府負担 | 1.5％ | |  | (2) 雇用者 | 1.5％ | |  | (3) 被保険者（被雇用者） | 1.5％ | | 2. 拠出対象：育児、及び老齢 | |  | |  | (1) 政府負担 | 1％ | |  | (2) 雇用者 | 1％ | |  | (3) 被保険者（被雇用者） | 1％ | | 3. 拠出対象：失業 | |  | |  | (1) 政府負担 | 0.25％ | |  | (2) 雇用者 | 0.5％ | |  | (3) 被保険者（被雇用者） | 0.5％ |  |  |  |  | | --- | --- | --- | | **2023年1月1日～** | | | | **保証内容及び拠出者** | | **賃金\*に対する拠出率** | | 1. 拠出対象：怪我・疾患、障害、死亡、及び出産 | |  | |  | (1) 政府負担 | 1.5％ | |  | (2) 雇用者 | 1.5％ | |  | (3) 被保険者（被雇用者） | 1.5％ | | 2. 拠出対象：育児、及び老齢 | |  | |  | (1) 政府負担 | 1％ | |  | (2) 雇用者 | 3％ | |  | (3) 被保険者（被雇用者） | 3％ | | 3. 拠出対象：失業 | |  | |  | (1) 政府負担 | 0.25％ | |  | (2) 雇用者 | 0.5％ | |  | (3) 被保険者（被雇用者） | 0.5％ | |
| \*原則的に保証料は、被保険者の賃金を基準とするが、最大、月15,000バーツ迄の賃金しか計算の対象とされません。例えば、従業員の負担が合計3％（＝1.5+1+0.5）とした場合、例え、実際の給与が100,000バーツだったとしても、求められる拠出金額は450 バーツ(= 15,000バーツ x 3%)に限定されます。 |
| 2. | **観光目的の滞在期間の延長（日本人は45日間へ）** |
| 有効期間：2022年10月1日～2023年3月31日 |
| 表題：「内務大臣公示 - 特例としての特定グループの外国人の王国内滞在可能期間の延長に関して」  Notification of Ministry of Interior - Re Extended Permitted Period of Time for Certain Groups of Aliens to Stay in the Kingdom as a Special Case |
| 当該公示は、観光目的のタイ滞在可能期間を延長する内容となっています。主な内容は以下の通りになります。   * 観光目的で一次的に入国する外国人は、入国日から30日以内の滞在を認める。 * ビザ免除で30日以内のタイの滞在を認めるタイ政府との合意を締結した国の外国人は、入国日から45日以内の滞在を認める。 * 内務省規則13条(3)(a)に基づきビザ免除で入国・滞在が認められている外国人は45日以内の滞在を認める。（日本人は当該項目に該当し、滞在可能期間は原則的に30日間）   2023年3月31日（有効期間の最終日）前に（ただし2022年10月1日以降）にタイに入国した場合、上記の延長期間を適用する。 |
| 3 | **タイのWIPO著作権条約への加盟、及び関連内国法の修正** |
| 施行開始日：2022年8月23日  官報出版日：2022年2月24日 |
| 表題：「著作権法（第５）仏歴2565年（西暦2022年）」  Copyright Act (No. 5) B.E. 2565 (2022) |
| タイ政府は2022年7月13日に「著作権に関する世界知的所有権機関条約」(World Intellectual Property Organization (WIPO) Copyright Treaty)への参加を正式に申請をし、2022年10月13日よりタイは当該条約の加盟国となりました。当該修正法は、当該条約内容と国内法の間に一貫性を持たせるためのものになります。当該修正法の重要なポイントは以下の通りになります。   1. **ノーティス　アンド　テイクダウン手続の新設**   元来、インターネットサービスプロバイダー（ISP）等は、原則的に、裁判所命令が無い限り著作権侵害となっているコンテンツを削除する義務がありませんでした。しかし、当該修正法により新たに設けられた43/1条等によりISP等は、著作者からの著作権侵害の通知（「ノーティス」）を受けて早急に問題となっているデータを取り除けば（「テークダウン」をすれば）、原則的に、著作権侵害の責任を回避できる規定となりました。当該ノーティス　アンド　テークダウン手続きが法的に認識されたことにより、ISP等は、裁判所命令を待たずして、コンテンツをアップしたユーザーに訴えられるリスクがほぼ無くなり、迅速に問題となるコンテンツをテークダウンすることが容易になったと言えます。一方、クレームのついたコンテンツをアップしたユーザーは、テークダウンに対しカウンタークレームをISP等に申し立てることも認められています（第43/７条）。カウンタークレームが入った場合、ISP等は、著作権者が訴訟を起こさない限り、一定日数以内に当該コンテンツを再掲載する必要があります。（第43条/7）   1. **写真の保護期間の延長**   著作権法（仏歴2537年・西暦1994年）の第19条により、著作権の存続期間は、著作物の創造時から著作者の死後50年間と規定されています。ただし、第21条により写真、視聴覚（オーディオビジュアル）作品、映画・映写作品、音声録音、又は音声及び映像の放送は創造時から50年間、ただし当該期間中にそれが公表された場合、最初に公表された時点から、原則的に、50年間保護されることとなっていました。今回の修正法により第21条より「写真」が取り除かれたため、デフォルトの保護期間すなわち創造時から著作者の死後50年間が写真の著作権に適用されることとなりました。 |

（以上）